

自民党都連などへ 国の予算・制度改正で要望



東京ビル政連は9月25日、自民党本部で、「自民党東京都支部連合会」に平成27年度の「国の予算・制度等に関する要望」(別掲)を手交し、その概要と業界の実情を説明して理解と実現を訴えた。要望の大きな項目は「公共建築物の施設管理予算及び入札等に関する要望事項」と「制度改正」。なお、共通の課題について連携して要望を進めてもらえるよう、9月10日に全国ビルメンテナンス政治連盟及び

(公社)全国ビルメンテナンス協会へ要望書を提出した。

自民党都連への要望活動は、「平成27年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に出席して行った。参加者は、佐々木理事長ほか8名。

公共建築物の維持管理も対象とする改正品確法が6月に施行。同法は、「安からう悪からう」の現状を打開する大きな武器になると期待できる。また、東京都に対し、価格だけではなく総合評価方式の拡充などについて要望活動を行っている。しかし、国の予算や制度を変えなければ実現できない要望も多々あるこ

とから、国への要望に対する理解と支援を強く訴えた。

要望説明は鈴木幹事長が行い、「公共建築物の施設管理予算及び入札等に関する要望事項」では、まず改正品確法関連として、運用指針へ業界の意見反映を求めた。続いて、市場化テストが価格競争となつていない実例を指摘して、技術力などを重視した総合評価方式の入札徹底を要請。また「競り下げ方式の入札」については本格導入反対を表明した。「制度改正」関係では、長時間労働者の社会保険適用の拡大反対、最低賃金引き上げを

の意見を聴取する場を設けていた。また、国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施している例があり、発注者は、当該案件の入札実施要項に関する業者意見に対し、「施設の点検保守・警備・清掃といった定期化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じている」と指摘している。例え定額化している業務であったとしても、技術力等の差による施設管理業務の品質差を生じるものであり、適正な維持管理のため、市場化テスト対象案件は、技術力等を重視した総合評価方式の入札を原則として進めていただきたい。

見越した予定価格設定の指導徹底、外国人雇用制度及び障がい者雇用支援策の拡充、プール監視業務の予算措置の周知と教育の徹底などを求めた。意見交換では、自民党都連から、中川雅治参議院議員(政調会長代理)による改正品確法運用指針策定の経過説明をはじめ、「ご要望をしっかりと承りました」との理解ある表明があった。

なお、東京ビル政連は自民党都連への要望後、太田国土交通大臣及び公明党東京都本部代表の高木陽介衆議院議員へも同要望書を提出し、業界の実情に対する理解と支援を訴えた。

平成27年度国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 改正品確法に基づく公共建築物の適正な維持管理について
本年6月に施行された改正品確法第3条第6項に、新たに公共工事の完成後の適切な維持管理の確保が規定されたことにより、公共建築物の適切な維持管理の確保が同法の対象となりましたが、以下のとおり要望します。

ア 同法第22条において、「入札及び契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する国の指針」が示されることとなりましたが、指針策定に当たっては業界意見を十分に反映し、実効性の高い指針を策定いただきたい。

イ 同法第7条には発注者の責務として、品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、適正な予定価格の設定が定められておりますが、上記指針に基づき、国や地方自治体が所有する建築物の適正な維持管理のための予算措置について指導を徹底していただきたい。

ウ 同法第24条第3項において、品質確保のため業務内容に応じた資格等の評価のあり方等について検討を加えることとしており、国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会において民間資格の活用が検討されています。建物維持管理に関する業務発注時に(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する資格・技能検定等を発注要件に加えていただきたい。

エ 平成23年8月に変更された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指

針」(閣議決定)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際には各官庁の判断で公表していない場合があります。今後は、建築物の維持管理の品質を確保するため、原則として指名停止業者名を公表していただきたい。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について
公共サービスの改革に関する法律が施行され7年が経過し、市場化テストの対象となる案件も増加しておりますが、いくつかの問題点が表面化していますので、以下のとおり要望します。

ア 内閣府官民競争入札等監視委員会及び入札監理小委員会メンバーに学識経験者はおりますが、建築保全管理業務の仕様等の実務経験を有する委員がいないため、その審議・決定が業務実態を十分に反映したものととなっております。審議の過程で、業界

の意見を聴取する場を設けていた。また、国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施している例があり、発注者は、当該案件の入札実施要項に関する業者意見に対し、「施設の点検保守・警備・清掃といった定期化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じている」と指摘している。例え定額化している業務であったとしても、技術力等の差による施設管理業務の品質差を生じるものであり、適正な維持管理のため、市場化テスト対象案件は、技術力等を重視した総合評価方式の入札を原則として進めていただきたい。

ウ 市場化テスト案件の様式書において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢を55歳あるいは60歳と下限を設けている例があるが、公的年金の支給開

2 制度改正

(1) 長時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大(新たな対象者25万人)されることとなりました。当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

さらに適用範囲を拡大するかどうかについては施行後3年以内に検討することとなっておりますが、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、888円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合、年度途中の改定により著しく

経営を圧迫することとなります。この点に関し、平成25年10月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

(3) 外国人雇用制度の拡充について

少子高齢化の進行により、2030年の労働力人口は900万人減少し約5700万人と推計され、近年、ビルメンテナンス業界においても人手不足は深刻さを増しております。

一方、政府の改訂版日本再興戦略には外国人材の活用に向けた主要施策の一つとして、技能実習制度の改革・見直し盛り込まれ、法務省において具体的な検討が進められておりますが、ビルメンテナンス業を技能実習制度の対象職種に追加していただきたい。

(4) 障がい者雇用への支援策について

昨年4月から障害者雇用率が2.0%に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き上げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

ておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いいたします。

(5) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

一昨年、警察庁は「プール監視業務は警備業法上の監視業務に当たる」との通知を発し、プール監視業務は警備業の認定を受けた業者に限ること、プール監視員に対する警備員教育を徹底することなどを指示いたしました。

上記通知は、地方公共団体のプール関連施設の管理を受託している業者には大きな影響を及ぼしております。今夏、神奈川県綾瀬市や千葉県船橋市などで、委託した警備会社が監視員の確保に失敗し、学校プールの開放が大幅に短縮されたとの報道がありました。全国で適当な業者が見つからないため学校プールの一般開放を断念した自治体が出ております。(公社)東京ビルメンテナンス協会として、警視庁と協議しつつ、プール監視員に適合した警備員教育の実施に努めているところですが、自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が不足しているため、適正な事業実施が困難になっている状況もみられます。

ア 安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要予算確保について、周知徹底を図っていただきたい。

イ 根本的な解決策として、プール監視員を対象とした、例えば「5号警備員」を新たに設置し、プール監視員に適合した警備員教育を定めていただきたい。